

広情個審第40号

平成29年1月19日

広島市長様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 大久保 隆志

保有個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年1月8日付け広障精第89号で諮問のあったことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第37号関係）

答申書

諒問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諒問事案】

平成27年1月8日付け広障精第89号の諒問事案（諒問第37号事案）

平成26年12月9日付けの保有個人情報開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同月22日付け広障精第84号で行った保有個人情報部分開示決定に対する同月24日付け異議申立て

1 審査会の結論

実施機関が、上記保有個人情報開示請求に対し、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報について」ほか1件を部分開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

異議申立て人（以下「申立て人」という。）の異議申立書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消し、黒く塗りつぶしてある部分の開示を求める。

(2) 異議申立ての理由

申立て人の情報だけが公にされたのに、それに係わった人物の名前が分からないのは不平等だと思ったから。

安佐北警察署長は、まったくそのような事実はなかったと書いているが、ウソを書いている。現場警察官は実にタバコ臭かった。

3 実施機関の主張要旨

説明書及び口頭による説明における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報について」の「保護義務者住所・氏名・続柄・職業」及び「通報の理由」の各欄について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報について」の「保護義務者住所・氏名・続柄・職業」及び「通報の理由」の各欄の不開示とした部分は、申立人以外の個人に関する情報であり、申立人以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示することにより、申立人以外の個人の権利利益を害するおそれがあることから広島市個人情報保護条例（平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。）第11条第2号により不開示とした。

(2) 「措置入院に関する診断報告書」の精神保健指定医氏名について

措置入院に関する診察は、医師が患者の求めに応じて行う診察とは異なり、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第27条第1項に基づく市長の求めに応じて、精神保健指定医が行う診察であり、診断内容を被診察者等に知らせる義務を負うものではなく、命令者たる市長に診断内容を報告することのみをもって足りる。また、措置入院は、警察官の通報等を契機として手続が進められるとともに、自傷又は他害行為に及ぶおそれがあると認めたときは、被診察者の意に反しても精神科病院に強制的に入院させることができる行政処分である。

上記診察では、行政処分としての措置入院の要否を判断する上で、客観的な判断が行われる必要がある。診察を行った精神保健指定医の氏名を開示することは、精神保健指定医が被診察者から非難等の攻撃を受ける懸念を生ぜしめ、そのため、精神保健指定医が客観的に判断することができなくなり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第11条第4号により不開示とした。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件請求対象保有個人情報及び本件不開示情報について

本件異議申立ての対象となった保有個人情報は、申立人を被通報者とする「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報について」（以下「本件請求対象保有個人情報1」という。）及び精神保健指定医2名が申立人を被診察者として、それぞれ作成した「措置入院に関する診断報告書」（本件請求対象保有個人情報2」という。）である。

実施機関は、本件請求対象保有個人情報1のうち「保護義務者住所・氏名・続柄・職業」欄及び「通報の理由」欄の一部（以下「本件不開示情報1」という。）を条例第11条第2号に該当するとして、また、本件請求対象保有個人情報2のうち精神保健

指定医氏名（以下「本件不開示情報2」という。）を条例第11条第4号に該当するとして、当該部分を不開示とする部分開示決定を行った。

（2）関係条文について

条例第11条第2号は、本文において「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定しているが、同号ただし書に該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

条例第11条第4号は、「本市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

（3）本件不開示情報1の条例第11条第2号該当性について

審査会が見分したところ、本件不開示情報1のうち「保護義務者住所・氏名・続柄・職業」欄には、保護義務者の住所、氏名、続柄、職業が記載され、「通報の理由」欄のうち不開示とされた部分には、警察官が通報者から聞き取った内容が記載されている。

本件不開示情報1は、申立人以外の特定の個人を識別できる情報であるため、条例第11条第2号本文に該当する。

次に、同号ただし書き該当性について検討すると、保護義務者は、警察官が日常において被通報者の保護の任に当たっている者として認めて記載した者である。

また、誰が保護義務者とされたかは、精神保健福祉法上、被通報者に通知することにはなっていない。そうすると、「保護義務者住所・氏名・続柄・職業」は、「法令の規定により開示請求者が閲覧することができることとされている情報」に該当しないから当該情報は同号ただし書アには該当しない。また、保護義務者の情報は、「開示することについて、当該個人が同意していると認められる情報」にも該当しないから当該情報は同号ただし書きイにも該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ウ及びエのいずれにも該当しない。

したがって、本件開示情報1は条例第11条第2号本文に該当し、不開示が妥当である。

（4）本件不開示情報2の条例第11条第4号該当性について

審査会が見分したところ、本件不開示情報2には、措置入院を必要と判断した精神

保健指定医の氏名が記載されている。

措置入院は、医師が患者本人の求めにより行う診察とは異なり、医療及び保護のために入院させなければ、被診察者が自傷又は他害行為を起こすおそれがあると認められる場合に、警察官の通報等を契機として手続が進められる。しかも、被診察者の意思にかかわらず、強制的に精神科病院等に入院させることができる制度であることから、措置入院の手続を行うに当たり行われる診察では、被診察者や家族の意向にとらわれない、客観的な判断が行われることが要求されている。

診察を行った精神保健指定医の氏名を被診察者に開示した場合、被診察者から精神保健指定医に対する接觸によって非難等の攻撃が行われることに対する懸念から精神保健指定医が客観的に判断することができなくなるという措置入院に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件開示情報2は条例第11条第4号に該当し、不開示が妥当である。

(5) 申立人の主張について

申立人は、異議申立ての理由として、「わたしの情報だけが公にされたのに、それに係わった人物の名前が分からるのは不平等だと思った。」と述べているが、保有個人情報開示請求制度は、実施機関が保有している開示請求者本人の個人情報を開示することにより、開示請求者本人の権利利益を保護することを目的としているものであり、開示請求者以外の個人に関する情報や、開示することによって本市の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報までも開示することを認めるものではない。

なお、申立人は、「安佐北警察署長は、まったくそのような事実はなかったと書いているが、ウソを書いている。現場警察官は実際にタバコ臭かった。」旨主張しているが、当該主張に係る事実は、本件保有個人情報開示請求の対象たる事実とは無関係である。

(6) まとめ

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
27. 1. 8	広障精第89号の諮問を受理（諮問第37号で受理）
28. 9. 9 (第1回審査会)	第2部会で審議
28. 9. 13 (第2回審査会)	第2部会で審議
28. 10. 18 (第3回審査会)	第2部会で審議
28. 11. 4 (第4回審査会)	第2部会で審議
28. 12. 9 (第5回審査会)	第2部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁護士
大 原 健 嗣	中国放送株報道制作局長
田 邊 誠	広島大学大学院法務研究科教授
原 公 子	広島消費者協会理事
横 山 信 二 (部会長)	広島大学大学院社会科学研究科教授